令和6年1月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和6年1月29日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

4 応招議員

清 水 健 一 1番議員 増田恭子 2番議員 3番議員 佐藤明孝 4番議員 平川 勇 5番議員 川岸和花子 6番議員 岡戸章夫 7番議員 加藤久幸 8番議員 中根信一郎 9番議員 吉 筋 惠 治 10番議員 中根幸男 11番議員 西田 彰 12番議員 亀 澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 太田康雄 副町長 村 松 弘 教育長 野口和英 総務課長 平田章浩 企画財政課長 佐藤嘉彦 住民生活課長 鈴木知寿 福 祉 課 長 小澤貴代美 建設課長 岡本教夫

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

議案第1号 森町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第2号 令和5年度森町一般会計補正予算(第11号)

<議事の経過>

議長

(吉筋惠治 君)出席議員が定足数に達しておりますので、 ただいまから、令和6年1月森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すよう にお願いします。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

本臨時会は、新型コロナウイルス感染症等の対策を継続するため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(吉筋惠治 君)「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

長

議

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、

4番平川勇君及び5番川岸和花子君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(吉筋惠治 君)「異議なし」と認めます。 議 長

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第1号「森町手数料条例の一部を改正する条例 について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

(+ 筋 惠 治 君)本案について提案理由の説明を求めます。 長 町長、太田康雄君。

> (太田康雄 君)提案理由の説明を申し上げます前に、1 月1日能登半島で起きました地震によりまして、犠牲になられた 皆さまに心から哀悼の意を表しますとともに、今なお過酷な避難 生活を続けてられている皆さまに、一日も早い通常の生活が戻り ますよう復旧・復興が進むことをお祈り申し上げます。

> それでは、ただ今上程されました、議案第1号「森町手数料条 例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げま す。

> 本案は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準 に関する政令の一部改正に準じて、森町手数料条例の一部を改正 し、新たな手数料を定めるとともに、字句の整理を行うものであ ります。

主な改正点といたしまして、一点目は、本籍地以外の市区町村

議

町 長 窓口においても戸籍及び除籍謄本の交付申請が可能となることに伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項に係る表記を「戸籍証明書及び除籍証明書」に改めるものでございます。

二点目は、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が新たに追加されることに伴い、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料を追加するものでございます。

三点目は、婚姻届等の各種届書を画像情報として作成したものを、証明書として交付申請及び閲覧が可能となることに伴い、届書等情報の内容の証明及びその内容を表示したものを閲覧することができるものとして追加するものでございます。

なお、施行日は令和6年3月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議を お願い申し上げます。

(吉筋惠治 君)日程第4、議案第2号「令和5年度森町 一般会計補正予算(第11号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

(吉筋惠治 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) ただ今上程されました、議案第2号「令和5年度森町一般会計補正予算(第11号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ112,600千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,912,475千円とするものでございます。

今回の補正は、国の令和5年度予備費で措置されました、物価 高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、給付金・定額減税 一体支援枠として措置されました交付金に伴い、町が実施する事 業費を計上するものでございます。

議長

議長

町 長

加えて、国の補正予算第1号や、緊急自然災害防止対策事業の 追加募集により、事業を前倒しして実施する経費を計上するもの でございます。

6ページ、第2表、繰越明許費補正につきましては、歳出予算に計上いたしました物価高騰対応重点支援給付金事業費、防災・安全交付金事業(舗装修繕)及び町単独河川改修事業につきまして、給付期間や事業工期の確保のため、令和6年度にわたり事業を実施するため、繰越明許費に追加するものでございます。

7ページ、第3表、地方債補正につきましては、まず、1の追加でございますが、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業につきましては、防災・安全交付金事業(舗装修繕)の財源として追加するものでございます。

次に2の変更でございますが、緊急自然災害防止対策事業につきましては、町単独河川改修事業の財源として、限度額を増額する変更でございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し 上げます。

7・8ページ、3款1項7目、物価高騰対応重点支援給付金事業費76,700千円につきましては、住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付する事業と、住民税非課税世帯若しくは住民税均等割のみ課税世帯の18歳以下のこどもに対して、こども1人当たり5万円を加算して給付する事業でございます。給付対象はそれぞれ、住民税均等割のみ課税世帯を500世帯、住民税非課税世帯のこども加算を200人、住民税均等割のみ課税世帯のこども加算を200人、住民税均等割のみ課税世帯のこども加算を200人、住民税均等割のみ課税世帯のこども加算を100人と見込み、事業費を計上するものでございます

8款2項3目、道路新設改良費12,000千円につきましては、令和6年度に予定をしておりました町道太田川右岸1号線舗装改良工事でございますが、国の補正予算第1号の成立に伴い、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策分」として防災・

安全交付金の内示が、一部令和5年度へ前倒しとなったことを受け、予算計上するものでございます。

9・10ページ、3項2目、河川維持改修費23,900千円につきましては、国より令和5年度緊急自然災害防止対策事業の追加募集があり、早期事業着手のため追加要望を行い、準用河川大洞院川、椿沢川、大久保川改修事業が確認結果通知を受けたことから、委託料及び改修工事費を計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項1目、総務費国庫補助金74,346千円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、物価高騰対応重点支援給付金事業費へ充当するものでございます。

4目、土木費国庫補助金5,500千円につきましては、防災・安全交付金(舗装修繕)事業に対する交付金でございます。

20款1項1目、繰越金4,354千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

22款 1 項 5 目、土木債28,400千円のうち、緊急自然災害防止対策事業債22,900千円につきましては、町単独河川改修事業に対する財源として計上するものでございます。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債5,500千円につきましては、防災・安全交付金事業(舗装修繕)に対する財源として計上するものでございます。

以上が、令和5年度森町一般会計補正予算(第11号)の内容で ございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

(+ 筋 恵 治 君)ここでしばらく休憩します。

(午前 9時44分 ~ 午前10時05分 休憩)

議 長 (吉 筋 惠 治 君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第1号「森町手数料条例の一部を改正する条例 について」、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 今回の森町手数料条例の一部を改正する

条例について、ちょっとわからないところが、「電子証明書用識別符号」というものがどういうことかということ。それと、画像としての情報として交付できるという画像というところを、もうちょっと平たくというか、どういうことなのか教えていただきたいなと思います。

議 長 住民生活 課 長 (青筋惠治 君)鈴木住民生活課長。

(鈴木知寿 君)住民生活課長です。

ただ今の川岸議員のご質問にお答えをいたします。

二点質問をいただいたということで、まず一点目、「戸籍電子 証明書提供用識別符号」についてということでございます。

こちらにつきましては、戸籍の電子証明書ということで、戸籍 の電子証明書につきましては、電子的に戸籍情報を証明したもの という形のものになります。イメージ的には、オンライン申請を していただくときに、戸籍電子証明書を発行をするというような 形でイメージしていただければと思います。そのときに、提供用 識別符号ということで書いてあります。こちらは数字16桁の番号、 パスワードというようなものになっております。それで、有効期 限は3か月というものでございます。今、国で想定している事例 的に言いますと、例えばパスポートの発給の申請のときに、オン ラインで申請される方が申請をする場合に、申請書と従来は戸籍 謄本等を添付していたんですけれども、オンラインで申請する場 合には、このパスワードを取得をしていただくという形になりま す。それを申請機関にオンラインで送信して、提出をしていただ くと。そうしますと、申請先の機関で、法務省の戸籍情報連携シ ステムというところ、こちらは全国の市区町村の戸籍情報が集約 されているところですけれども、そちらにいただいたパスワード 16桁を入力することによって、必要な戸籍謄本のデータをそこの 申請先機関で確認をすることができるというものでございます。

それから、二点目の画像情報といったところのご質問かと思います。こちらにつきましては、現在、例えば婚姻届とか、死亡届

とか、そういったものを窓口に提出をされます。そのときに、例 えば届書のその記載事項の証明というのは、現在は受理した市町 のみで、その証明書は発行できます。そこの部分が、例えば森町 にお住まいの方で、本籍地が袋井市といったような場合に、その 情報をスキャン、読み取って、画像情報として、データを袋井市 さんに送ります。そうしますと、新たに袋井市でも、その窓口に 見えたときに、届書の記載事項証明書を取得することができるよ うになるというものでございます。従来は森町のみだったものが、 郵送等で対応をしているんですけれども、そういったところを電 子的情報、スキャナーですぐ読み取って送信をするといったこと で、新しい本籍のある本来の市町でも、そういった記載事項証明 等を発行できるようになると言ったところでございます。以上で す。

議 長 (吉 筋 惠 治 君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君)全くの初歩的な質問で申し訳ないんです けど、このかかる費用の450円とか、350円とか、400円をオンラ インでやりとりするということだけど、そのお金をどうやって納 めるんでしょうか。

議 長 住民生活

長

課

(吉筋惠治 君)鈴木住民生活課長。

(鈴木知寿 君)住民生活課長です。

ただ今の西田議員からのご質問にお答えをいたします。

お金の納め方といったところの手数料のお支払いの関係のご質

こちらにつきましては、識別符号の発行、先ほど言った数字16 桁の発行の証明を、例えばペーパーで欲しいと言ったときは申請 をしていただいて、ここに書いてありますように一件につき400 円ということですので、こちらはうちに申請された場合は、窓口 で現金でお支払いをしていただくという形になります。

それから、先ほどの届書等の内容を表示した記載事項証明等に

問かと思います。

つきましても、必要となる窓口に申請したところで、一件についての現金という形でお支払いをしていただくという形になります。

オンライン申請につきましては、マイナポータル等で申請をされる場合というのは、こちらにつきましては、改正案のところにもありますけれども、オンライン申請のときは基本的にはそこは無料という形になります。

議長

(吉筋惠治 君)11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) マイナンバーカードを使えば、ただって いうことですか。

議長

(吉筋惠治 君)鈴木住民生活課長。

住民生活 課 長

(鈴木知寿 君)マイナカードをお持ちの方がマイナポータルから申請をされるといったときには、こちらの窓口にお見えになって発行するわけではないものですから、そちらについては、自分のスマホ上で番号を取得しているというところなものですから、町に手数料を支払っていただく必要は特にないといったところでございます。以上です。

議長

(書筋惠治 君)他に質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝 君)条例の改正の中で、書類の閲覧ができますよという部分について、わからない点があるものですからお聞きしたいと思います。

これはよく見ますと、書類又は届け出書等の情報の内容を表示したものを閲覧できるように書かれてございます。この閲覧については、いわゆる紙ベースで申請者にそのまま見せるのか。それとも、パソコン越しに見せていただくのか。

それと、この閲覧については、いろいろ閲覧できるべき人、できないべき人と、これはいろいろ区別をしなければいけないと思うんですが、そういった面の担当の方に対する教養的なものとか、そういった類のことをお聞きしたいと思います。

議 長 住民生活 課 長 一(書筋惠治 君)鈴木住民生活課長。

(鈴木知寿 君)住民生活課長です。

ただ今の佐藤議員からのご質問にお答えをいたします。

届書、記載事項等の証明書の閲覧といったところかと思います。こちらにつきましては、イメージ的に例えば死亡届を想像していただければと思うんですけど、それを提出していただくときに、一番欄外に「上記の事項については、死亡届に記載があることを証明します。」ということで、日付印と町長印という形で公印を押します。それを証明書ということでお渡しをするというのが基本的なんですけれども、閲覧ということで、あまりケースはないんですけれども、通常は必要だから証明書として発行するんですけれども、必要ではないからただ閲覧だけしたいよというお客さんもあることを想定して、ここに閲覧に供する事務ということで入っております。ですからその証明書をご覧いただいて、閲覧が終われば、また返却していただくというようなイメージでございます。

それからお見せできるといったところは、戸籍の申請等と同じで、本人とか配偶者、あるいは直系尊属、卑属、従来の対象になる方のみと。そこにつきましては、当然身分証明等で身分を確認させていただいて、そういったところの対象になるかどうかといったところを職員もしっかり把握して、第三者等に提供することのないように対応はしていくといったところでございます。以上です。

議長

3番議員

(吉筋惠治 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君) わかりました。

それでは、この閲覧できる書類種別は、いわゆる当局で管理等、 また手続き等を受けている書類の種類等については、どのぐらい 閲覧できる書類があるのか。これを最後にお聞きしたいと思いま す。

議長

(青筋惠治 君)鈴木住民生活課長。

住民生活課 長

(鈴木知寿 君) ただ今の佐藤議員からのご質問にお答え をいたします。

閲覧の種類というところかと思います。こちらにつきましては、 戸籍の届書という中での部分ですから、例えば死亡届とか、それ から婚姻届、出生届、離婚届とか、主だったものですけれども、 そういった対象になってくるといったところでございます。以上 です。

議長

(吉筋惠治 君)他に質疑はありませんか。

7番、加藤久幸君。

7番議員

(加藤久幸 君)戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務のところで質問します。

これは一件につき400円、「電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合(総務省で定めるものに限る。)」というように書いてありますが、「戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は、手数料を徴収しない。」と書いてあります。ここら辺がちょっとわからないので、わかりやすく説明していただければと思います。

議 長 住民生活 課 長 (吉筋惠治 君)鈴木住民生活課長。

(鈴木知寿 君)住民生活課長です。

ただ今の加藤議員からのご質問にお答えをいたします。

こちらの戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務のところの 内容についてといったところのご質問かと思います。

まず、一件につき400円につきましては、窓口にお見えになって申請をしていただいて、紙ベースで証明書として発行したものに対してお渡しをして、一件について400円をいただくといったところでございます。

それから、その次の電子情報処理組織を使用する方法で請求及 び発行を行う場合につきましては、先ほどもお話しましたとおり、 マイナンバーカードの所有者が、ご自分の利用サイトのマイナポ ータルを使って申請を請求及び発行する場合ということでござい ます。こちらについては、手数料を徴収しないということで書いてありますので、先ほども説明しましたとおり、無料になるといったところでございます。

それから、「同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は、手数料を徴収しない。」といったところにつきましては、この識別符号を必要とする方が窓口にお見えになりまして、そのときに戸籍証明書、除籍証明書、戸籍謄本、戸籍抄本も必要だよと同時に申請される場合には、この識別符号の発行の証明書の手数料につきましては、無料になるというところでございます。単独で申請する場合はかかるんですけれども、戸籍証明書と同時に申請する場合は無料になると。こちらにつきましては、国の見解で「この同時申請の場合は、識別符号の利用促進を図るという目的のために徴収しない。」ということで国で決められているものですから、その国から示されたものを、今回、案としてそのままこちらに表示させていただいているというところでございます。以上です。

議 長

(書筋惠治 君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉筋惠治 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長

(吉筋惠治 君)起立全員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号「令和5年度森町一般会計補正予算(第

11号)」、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君)川岸です。

説明書の7・8ページの福祉課、物価高騰対応重点支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯)と、こども加算ということですけれども、12月議会での追加議案で、非課税世帯への1世帯7万円給付がありましたが、いろいろ混乱しているので確認したいんですけれども、12月で決定した非課税世帯の7万円と、今回の住民税均等割のみ課税世帯の10万円が重複しないように気をつけなければいけないと、前回おっしゃっていました。それとプラスで、今回、子育ての世帯にも5万円プラスでということなので、12月決定の非課税世帯にもプラス、そして、今回の均等割のみ課税世帯にも、こどもの分はプラスということでよろしいでしょうか。

議 長福祉課長

(小澤貴代美 君)福祉課長です。

ただ今の川岸議員のご質問にお答えいたします。

12月には、現在進行中であります非課税世帯への7万円の給付につき、お認めいただき、現在作業を進めております。ありがとうございます。

ただ今おっしゃいましたように、この後、今回の住民税均等割のみ課税世帯へ10万円を給付していきたいということで計上させていただいておりますが、前回お認めいただいた7万円給付の際にシステムを調整していただきましたが、その中では住民税の所得割も均等割も非課税である世帯を抽出するように調整をさせていただいておりますので、今回の均等割のみ課税世帯に対しては、そちらを除外して抽出できるような調整をお願いしていくようにいたします。それによって、重複しないようなシステムを提供していただくようにお願いしていきたいと考えております。

続いてこども加算についてですが、議員おっしゃいましたよう

に、今回のこのこども加算については、低所得世帯の子育て支援 というところにもありますので、現在進めております住民税の非 課税世帯の子どもたち、それから今回計上させていただきました 均等割のみ課税の世帯の子どもたち、併せてこども加算を給付し ていきたいという考えでございます。どうぞよろしくお願いいた します。

議 長 5 番議員

(青筋惠治 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 12月議会での非課税世帯への給付が進行中ということで、今回のこの補正の分は繰越明許にもなっていると思うので、この給付される時期というのが分かれると思いますが、12月議会での1世帯7万円はいつ頃なのか。

また、今回の10万円の500世帯は、いつ頃の給付か目安を教えていただきたいと思います。通知をして返信をもらうというところが必要となってくるので、時間がかかるかなと思っています。

議 長 福祉課長

(吉筋惠治 君)小澤福祉課長。

(小澤貴代美 君) 福祉課長です。

ただ今の川岸議員の追加のご質問にお答えいたします。

まず7万円の給付についてですが、前回の12月にもお話をさせていただいたとおり、この1月末から通知の案内の発送を進めたいということで、お話をさせていただいておりました。現在、封入を始めることができておりまして、12月にお話したところよりも、若干前倒しで作業が進んでいるかなというところがあります。この後、発送ができましたら受付を開始して、できれば2月9日の金曜日辺りには、第一回目の給付ができるといいなというところでございます。

そして、7万円の申込みの締め切りは、3月8日ということでこちらの組み立てをしております。不足書類については、15日までに補足をしていただいた中で、7万円の支給については、3月29日の金曜日を最終回として、現在進めているところでございます。

変わって、今回、計上させていただきました均等割のみ課税世帯への10万円の給付につきましては、事前にシステムを担っていただけるベンダーさんともお話をさせていただいているところではございますが、前回の7万円のときもそうでしたが、国からこういったシステムの内容について、なかなか情報が下りてこないという現状がございます。今回の10万円、それからこども加算の5万円についても、なかなかベンダーさんで情報を得られないといった声が聞かれているところであります。

ただ、国もこちらの10万円の給付、それからこども加算については、なるべく早い時期に給付が進むようにということで出しておりますので、できれば3月の中頃にはご案内ができるといいなと。もっと言いますと、現在進行中の非課税世帯7万円を給付していきますが、この非課税世帯については、できれば3月中にこども加算の給付ができるといいかなと考えているところです。予算をお認めいただきましたら、早急にシステムを担っていただく会社と調整をしていきたいと考えております。以上です。

議 長 5 番議員

(吉筋惠治 君)5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君)大変急いでいただいているということで、 中でもいつ頃になりますかという問合せが私にもきているので、 重ねた質問になって申し訳なかったですけれども聞かせていただ きました。

では次に、9・10ページ、建設課さんの町単独河川改修事業についてです。測量設計業務委託料が9,400千円、また河川改修工事が14,500千円ということで、これについての内訳と、またその詳しい内容を教えていただけたらと思います。

議 長建設課長

(吉筋惠治 君) 岡本建設課長。

(岡本教夫 君)建設課長でございます。

ただ今の川岸議員のご質問にお答えいたします。

まず委託料でございますけれども、二件ございます。

一件目が、準用河川大洞院川改修工事に伴う測量設計業務委託

ということでございます。こちらの場所につきましては、下橘、一宮の伏間との境に近いぐらいの場所になります。陣屋峠を降りてきまして、100メートルぐらい下流のところでございます。延長が60メートルで、内容としましては、現地測量、河川測量、護岸の詳細設計ということで、こちらが5,500千円ということで予算計上をさせていただいております。

二件目が、準用河川椿沢川改修工事に伴う測量設計業務委託ということでございます。こちらの場所につきましては、鍛治島地内になります。門田の集落入口から300メートルほど上流に行ったところになります。こちらも延長が62メートルで、内容としては同じでして、現地測量と河川測量、護岸の詳細設計ということで、こちらについては3,900千円。二件合わせて9,400千円ということでございます。

それから工事の予算でございますけれども、こちらも二件ございます。

一点目が、準用河川大洞院川改修工事ということで、こちらは 予算額4,000千円。場所は橘地内ですが、6月の台風2号で被災 しました護岸のすぐ隣接のところになります。上流・下流は公共 土木施設災害復旧事業で復旧するのですが、そこに挟まれた9.5 メートルの区間が残るという形になるものですから、今回、予算 計上させていただきまして、公共土木施設災害復旧事業と同時施 行することによりまして、災害の予防拡大、予防防止ということ で計上させていただいております。

二件目は、準用河川大久保川改修工事ということでございます。こちらは一宮の大久保地内、場所は新東名の南側、約300メートルぐらい下流になります。こちらの事業につきましても、5年度も60メートルほど事業を実施しましたが、今回は125メートル。河川内の浚渫並びにそこに床張りのコンクリートを打つという工事でございます。こちらが10,500千円ということで、合わせまして14,500千円の工事となっております。以上です。

議長

(吉筋惠治 君)他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君)歳出の8ページ、物価高騰対策ですけども、住民税均等割課税世帯のみ、これと非課税世帯で、その家庭の所得というものが、非課税世帯の皆さんの方が大変なのかなと思うのですが、今回10万円ということで、7万と10万で違うというのはちょっとどうなのかなと思います。

それと、今質問のありました、10ページの大久保川ですが、今回やっていただく改修工事のこの部分は、河川の落差が非常に少ない、ほぼ平らなような状態で、一年、二年するとすぐ土砂がたまってしまうようなところですけども、この落差の解消というのは、落差をもう少しつけるというような工事ができるのかできないのか。それをお聞きします。

議 長 福祉課長

(小澤貴代美 君)福祉課長です。

ただ今の西田議員の一問目のご質問にお答えいたします。

現在進んでおります非課税世帯への7万円の給付と、今回計上 させていただきました均等割のみ課税世帯への10万円の給付の金 額が、個々で違うのはなぜかというご質問かと思います。

先に非課税世帯へ7万円の給付を現在進めているところではございますが、この非課税世帯への給付については、ご記憶にあろうかと思いますが、夏に3万円の給付をしております。これが国で、現在の家計に苦しんでおられる低所得世帯への給付ということで進んでまいりました。そして、7万円は追加という形で補正が組まれて、国で枠組みを作っていただいて、現在の給付に至っております。

国では、物価高に最も切実に苦しんでおられる低所得世帯へ速 やかな給付をするという中で、この均等割のみ課税の世帯へも非 課税世帯と同様の給付をしたいということで、このような仕組み を作っていただいて、今回、均等割のみ課税世帯へも合わせた形 の10万円という額での給付を進めていきたいということでございます。以上です。

議 長建設課長

(吉筋惠治 君) 岡本建設課長。

(岡本教夫 君)建設課長です。

西田議員の二つ目のご質問にお答えいたします。

現況河川の勾配が修正できるのかというご質問でございますけれども、落差が非常に少ないということでございますが、今までの河床は土砂でございますので、当然土砂が溜まってそこに草木が繁茂して、非常に流れるスピードが遅いといった状況だったかと思います。今回につきましては、そこにコンクリートを張るということでございますので、当然今までよりも川の流れが正ななるということになります。最適な流速というのが決められているということになります。最適な流速というのが決められているというでざいますけれども、今の河床高を極端に変えるということになって、堆積を防ごうという趣旨でござれを速くすることによって、堆積を防ごうという趣旨でござれを速くすることによって、堆積を防ごうという趣旨でござれを速くすることによって、堆積を防ごうという地目になるかというと、そこまでは変わらないかもしれないますが、流れるスピード自体が何倍も速くなるということにございます。以上です。

議 長 11番議員 (吉筋惠治 君)11番、西田彰君。

(西田 彰 君)この住民税均等割の世帯への支給ですけども、繰越明許ということですけども、先ほども川岸議員からもありましたように、早く支給を始めていただかないと。それこそウクライナ、ロシアも全く収束する見通しもない中で、また小麦を作る時期になってくるわけです。また、昨日もインスタントラーメンを買いに行くと、もう500円を超えてるんですよね。本当に200円ぐらいインスタントラーメンが上がっているんですけど、まだこれも高騰しかねないという中で、非常に厳しい状況だと思います。その辺のしっかりした目途を、いつまでには支給できる

という目途をやっぱり立てていった方が、支給対象者の皆さんも 安心すると思うんですけども、その辺はもう一度お聞きしますが どうでしょうか。

議長

福祉課長

(小澤貴代美 君) 福祉課長です。

ただ今の西田議員の再質問にお答えいたします。

今回、計上させていただいております均等割世帯への10万円、こども加算の1人5万円の給付については、こちらといたしましても、早急に給付が開始できるよう調整をしていきたいと思っております。予算がお認めいただきましたら、システムの担当業者と合わせて、どのようにするのが一番早くできるのかということを、早急に調整に入らせていただきたいと思います。以上です。

議長

(青筋惠治 君)他に質疑はありませんか。

10番、中根幸男君。

10番議員

(中根幸男君)10番、中根幸男です。

一点質問させていただきます。

7・8ページ、8款2項3目の工事請負費の関係です。町道太 田川右岸2号線の舗装修繕工事ということで、12,000千円の計上 でございます。この施工場所と施工延長を教えていただきたいと 思います。

議長

(告筋惠治 君) 岡本建設課長。

建設課長

(岡本教夫 君)建設課長です。

ただ今の中根幸男議員のご質問にお答えいたします。

町道太田川右岸1号線舗装改良工事ということで、12,000千円の計上をさせていただいております。場所につきましては、牛飼町内会になると思うのですが、市場橋の下流側にやまひろさんというアイスクリーム屋さんの工場があるかと思うのですが、そちらの南側になります。延長としては、70メートルを予定しております。以上です。

議長

10番議員 | (中根幸男 君) ありがとうございます。それで、板築橋 まではまだ少し延長があると思うんですけども、あの辺もだいぶ 舗装も傷んできております。計画的に板築橋まで計画を進められ るかどうか。その点だけ確認させていただきたいと思います。

議 長 (吉筋惠治 君)岡本建設課長。

建設課長

(岡本教夫 君)建設課長です。

中根幸男議員の再質問にお答えいたします。

今回の70メートルを整備しますと、板築橋まで残りの延長が24 7メートルということになります。こちらの分につきましては、 令和6年度予算に要求させていただいておるところでございま す。以上です。

議 長 (吉筋惠治 君)他に質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員

(岡戸章夫 君)6番、岡戸です。

9ページの福祉課さんの給付金の件です。

システムの改修があるということで、この0003課税割のところ と0004こども加算の部分が二つに分かれているんですけれども、 システム改修費はこども加算はないのか。これを見ると、住民税 均等割だけに入っているので、そこを確認をお願いします。

議 長 福祉課長 (小澤貴代美 君)福祉課長です。

ただ今の岡戸議員のご質問にお答えいたします。

今回の均等割課税世帯への10万円の給付と、こども加算として 1人5万円の給付について、システムの改修委託料の計上につい ては、先に記載があります均等割のみの課税世帯しか記載がござ いません。それにつきましては、今回こちらに計上させていただ くにあたり、システム会社と少しお話をさせていただいた中で、 二つの業務を合わせて一体的に対応していく予定だということで お話を聞いております。並行作業でいきますので、片一方の10万 円給付がいくら、5万円の給付がいくらというようになかなか分 けられないということで、合わせた中での見積額ということでご理解いただきたいということで、資料を頂戴したところです。特に今回は、細部の課税状況を見に行きます。そして、それぞれが条件に合っているかというところの複雑な判定を短期間にやっていただきますので、こちらとしましても、先に記載させていただいた均等割のみの課税世帯へ予算額を計上させていただいたような次第です。以上です。

議長

(吉筋惠治 君)6番、岡戸章夫君。

6番議員

(岡戸章夫 君)金額が8,464千円ということで、通常今までだと大体一つのシステム改修費が大体300万から400万ぐらいの間だったので、それがちょっと気になったので、今聞かせていただきました。そうしますと、従来は一本そのぐらいだけれども、今回は一括というか類似の内容ということで、見積りが出されてるという理解でよろしいでしょうか。

議 長

福祉課長

(小澤貴代美 君)福祉課長です。

岡戸議員おっしゃいますように、一体的に対応していただくということで、二つの事業を合わせて進行していただくような数字になっております。以上です。

議長

(発言する者なし)

議長

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(+ 筋 恵 治 君)「討論なし」と認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願いま す。

(起立全員)

議長

| (告筋惠治 君)起立全員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を 議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉筋惠治 君)「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査と することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年1月森町議会臨時会を閉会します。

(午前10時49分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和6年1月29日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上